

西沙・南沙群島紛争の国際的背景

中国、ソ連の海洋包囲網形成を警戒

中嶋 嶺 雄

中ソ対立の影

らである。

去る一月中旬、南シナ海の珊瑚礁島嶼群をめぐる領有権紛争が、中国と南ベトナムとの間の激しい武力衝突として表面化したことは、私自身にとっても一つの衝撃であった。それは、私自身が昨年来「アジアの現実と中国の国際関係」をテーマとする大学の国際関係論の講義のなかで、東沙・西沙・中沙・南沙各群島の領有権をめぐる歴史的背景をとりあげ、これらの群島をめぐる中国、台湾、ベトナム、フィリピンが領有権を主張し合いつつ、国際法上の決着がつかないこと、この地域が将来アジア情勢流動化の発火点にもなりかねないことなどを学生たちに講義してきたばかりであったか

私はまた、日本も第二次大戦中は南沙群島(新南群島と日本軍は呼んでいた)や西沙群島を占領していたが、サンフランシスコ講和条約で、いっさいの権利や請求権を放棄したこと、中国大陸に最も近い東沙群島には、すでに清末の明治時代に日本人が百余人居住して、標識を立てていたという記録が民国十七年の中国側資料にも記載されていること、などもとりあげたのであった。

では、なぜ私がこれらの群島に注目したのか。それは、ほかでもなく、ソ連が最近この海域に大きな関心を示し、とくに北ベトナムのハイフォン港に近しい西沙群島(The Parcel Islands)に注目して、その周辺の海洋調査などを行っているらしいとの情報に接し、中ソ対立下のソ連の対アジア海洋戦略とからんで、この地域が近



西沙群島海域で衝突しそうな至近距離に近づく南ベトナム駆逐艦(手前)と中国船—1月18日 WWP

い将来、大きくクローズアップされるのではないかと感じたからであった。それだけに、西沙群島での武力衝突のニュースに接したとき、私はこの紛争の背景にアジアに広がる中ソ対立の影をひしひしと感ぜざるを得なかったのである。

折しも、このたびの武力衝突のニュースは、北京におけるソ連大使館員五人のスパイ容疑による国外追放という刺激的なニュースと同時に伝えられた。私の疑念は、中国がきわめて強硬かつ短期決戦的に西沙群島を武力制圧した事実と重なって、ますます深まっていった。だが、わが国の新聞に表れたかぎりでは、今回の事件を中ソ対立ないしはアジアに広がるソ連の影と結びつけて考えようとする見方は、ほとんどなかったようである。私の見方は、あまりにもうがちすぎであろうか。

ソ連の海洋戦略

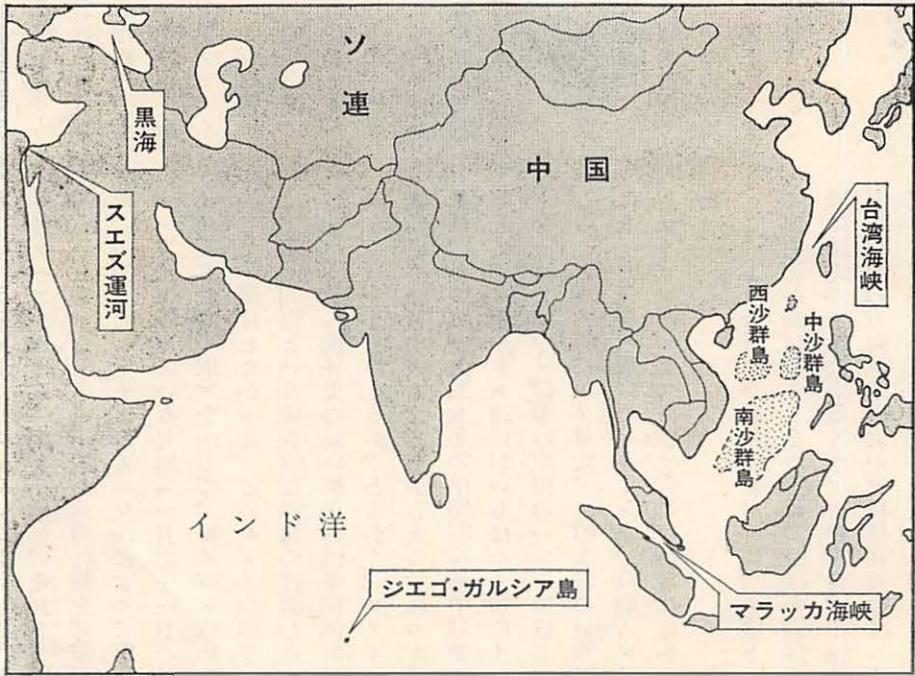
この点ではまず、中国が最近のソ連の海洋戦略にいかにか神経をとがらせているかを知らねばなるまい。周知のように、ソ連は、一九六九年のいわゆる「ブレジネフ・ドクトリン」以来、アジア集団安保構想に名をかりた中国包囲の戦略体制を着々とすすめてきている。とくに一九七一年のソ印条約締結以来、アジアへの外交的

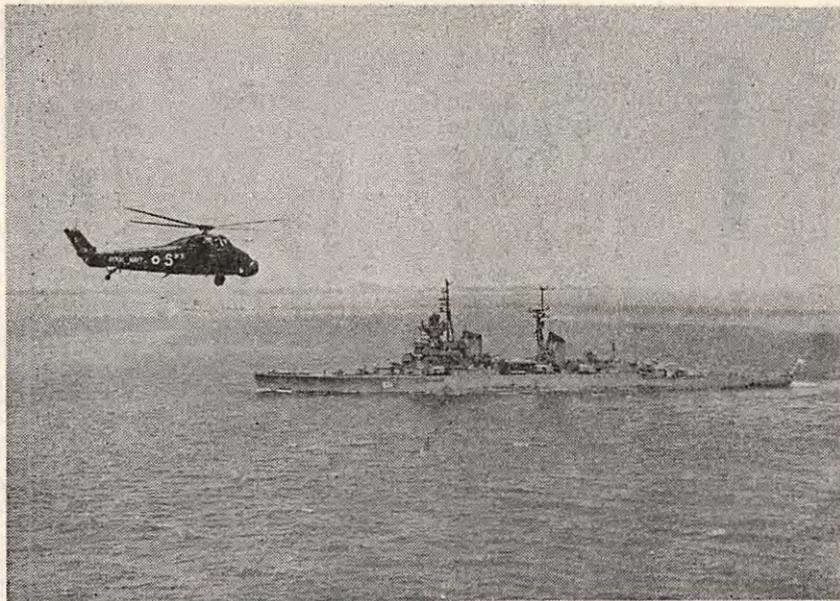
・軍事的プレゼンスを著しく増大させてきていることは周知のとおりである。このようなソ連の戦略は、とくに海洋戦略として大きな成功をおさめ、不凍港を求めて南下しようとするソ連の伝統的な海洋戦略構想が中ソ国境のみならず中国の南方からも中国包囲網を形成しようとする今日の差し迫った要請と重なって、きわめて現実的な意味をもちつつあることは否定できない。こうした文脈のなかで、ソ連は黒海、地中海、紅海、インド洋からマラッカ海峡を経て台湾海峡、日本海、オホーツク海に連絡する海洋戦略を着々とすすめているのである。

この点は、スエズ運河の再開やマラッカ海峡の公開性の強調というソ連の意向に加え、昨年五月には、一九四九年以来、米第七艦隊以外では初めてソ連艦隊が蔣介石政権との事前折衝のうちに台湾海峡さえも通過したのであった。

このようなソ連の挑発的かつ執拗な海洋戦略に対し、最近の

中国はきわめて敏感になっており、ソ連の「海洋覇権」に対する中国の非難は、このところきわめて厳しく、しかも詳細なものになってきている。





シンガポール沖をマラッカ海峡へ向かうソ連駆逐艦

る。たとえば「ソ連はインドに海洋艦艇を供与し、海軍基地建設援助を約束することによって、インドの二つの主要な軍港——ビジャカーバトナム港とアンダマン諸島のブライルで停泊、給油、補修の便宜を与えられることになった。パ

ングラデシユにおいても、彼らは沈没艦艇の引き揚げを援助するという口実で、引き続きチッタゴン港に居すわり、インド洋におけるアメリカとの覇権争奪をいっそう強化するための拠点を獲得した」(新華社報道「新ツァーの古い夢

——ソ修社会帝国主義の南アジア、インド洋への拡張」、邦訳、「北京周報」一九七三年第四九号)といった次第である。このようなソ連の進出があるだけに、アメリカもこの二月上旬、従来の方針を改めて南シナ海にも近いインド洋上の英領ジエゴ・ガルシア島に核軍事基地を建設すべくイギリスと合意したのであった。

こうしてみてきたとき、西沙群島海域は、マラッカ海峡から台湾海峡にいたる海洋戦略上の重要な位置を占めており、しかもそれが北ベトナムのハイフォン港に近いことは、ソ連としてますます大きくこの海域に注目するところとなったに違いない。

中国、短期決戦に出る

ところで、今回の南ベトナムと中国との衝突に際し、ソ連は、南ベトナム政府を非難すべき建前にあるにもかかわらず、

ならず、さる一月二十六日付のソ連政府機関紙「イズベスチヤ」は「突発事件か、それとも路線か」と題する記事で中国の武力行使を非難した。一方、北ベトナム側も「交渉によって解決すべきである」という見解(一月二十一日ハノイ発AFP時事電)を示して、サイゴン政権を決して非難はしなかった。このハノイの態度には、領土問題という民族的な課題に直面した中国・ベトナム関係史の長い歴史的因果関係が反映しているともいえるが、ともかく、ハノイもきわめて注目すべき反応を示したのであった。私は、かつて一九五九年の中印国境紛争勃発に際して、ソ連のタス通信がいち早く暗にインドを支持して中ソ論争の原因の一つを形成し、このことが同時に中ソ対立、ソ印友好の分水嶺になった経緯と類似のパターンを、今回のソ連「サイゴンのケース」に感ぜずにはいられなかった。

このような背景が潜在するだけに、中国としては問題が長びくことをおそれ、強硬な短期決戦に出たのではなからうか。この場合、中国の国内政治の方向が、最近の批林批孔運動にも関連して、再び「左旋回」への圧力を加えつつあることも(カンニング事件評価、ベートーベン批判、オーエン・ラチモア教授批判、青嵐会批判)にみられた「日本軍国主義」への再言及、日

韓大陸ダナ協定への抗議、等々もその現れではなからうか、中国の強硬な出方を誘ったのかもしれない。

一方、サイゴン当局の要請にもかかわらず、アメリカは巧妙にも、事件に関与することを避けた。こうして今回の西沙群島事件は、はからずも米中接近、中ソ対立下のアジアの国際関係の新しい構図を示し出すことにもなったのである。

領有権めぐって紛争

さて、以上のような検討のうちに西沙・南沙群島の領有権をめぐる問題に立ちかえてみよう。

さる一月十一日の中国外交部声明、そしてその後の南沙群島 (The Spratley Islands) に対する南ベトナム軍の占拠に関連したさる二月五日の中国外交部声明にもあるように、中国は



周恩来

南沙・中沙・西沙・東沙の全群島の領有権を一貫して主張している。この点では、台湾政権の立場も尖閣

列島の場合と同様、基本的には北京と一致している。中国の現行の地図をみると、これら四群島は南中国海諸島として、多くの場合、固み地図の形でつけ加えられており、このような扱いは従来から一貫しているところである。ちなみに、私の手元の一九四八年の上海・大中国図書局発行「中国分省精図」にも「我国属瓊南海諸島図」として同様に記載されている。

このような中国の立場にもかかわらず、すでに述べたように、第二次大戦中は南沙・西沙群島を日本が占領し、それに対して中国やベトナムを植民地にしていたフランスが対抗していたのである。第二次大戦以後は、新たに独立したフィリピン、南ベトナム両国がこの領有権論争に加わる一方、日本はサンフランシスコ講和条約によって、フランスは一九五四年のジュネーブ協定によって、この紛争の土俵を降りたが、このように複雑な紛争は、これまでほぼ三次にわたってピークに達したことがあった。

第一次の紛争は、日本がサンフランシスコ講和条約を結んだ一九五一年の時期である。この



ときにはまず五一年五月にフィリピンのキリノ大統領が南沙群島の領有権を主張したのに対し中国は同年八月周恩来外交部長(当時)が、そもそも中国の固有の領土である南沙群島が新南群島としてサンフランシスコ講和条約の対象にされていることに抗議したのであった。

第二次の紛争は一九五六年である。五六年三月当時、フィリピンの調査団が南沙群島に上陸して領有権を誇示したのに対し、中国は同年五月、外交部スポークスマン声明によって抗議し、同じく台湾政府も領有権を主張した。同年五月、フランスから公的に南沙群島の領有権放棄通告を受けた南ベトナムもこれに加わった。

第三次の紛争は一九七一年であり、同年七月台湾が南沙群島に軍隊を派遣したのに対し、フィリピン、南ベトナム、中国がそれぞれ領有権を主張して抗議し、とくに中国はこの台湾、フィリピン間の論争に際して同年七月、失脚した黄永勝・人民解放軍総参謀長(当時)が強硬な抗議談話を発表した。

このように錯綜した経緯のうちに今回の第四次紛争が中国・南ベトナム間の武力衝突となり、

同時にフィリピン、台湾の領有権の主張となつて現れたのである。

触手を伸ばすソ連

以上のような経緯があるだけに、これら四群島をめぐる領有権論争それ自体は決して目新しいものではない。とくに今回の当事国である中国、南ベトナムはいずれも歴史上の古証文をとり出して、さまざまな主張を行っているだけに国際法上の決着はきわめて困難であろう。中国の強みは、西



黄 華

沙群島に対してはいちはやく武力によりこれを制圧してしまつたことであるが、一方、その弱みは、これら四群島のなかでもっとも広大な南沙群島については、それが中国大陸からきわめて遠いことである。南沙群島は、地理的には南ベトナム、フィリピン、マレーシア(東マレーシアのサバ・サラワク州)に囲まれた海域に位置するだけに、南沙群島に対する中国の領有権の主張には、一般的に見て無理が感じられないわけでもない。サイゴン当局は、このことにも

自覚的であるようであり、南沙群島の場合には中国の武力行使も容易ではないと見て、現在その一部を占拠しているのである。

この場合、フィリピンや台湾との共同戦線が組めるかどうかについては、いずれにしても永年の宿根があるだけに単純な予断は許されないであろう。このような情勢の流動化・長期化はこの地域に新たな触手を伸ばしつつあるソ連にとつてきわめて有利であり、ソ連が今日のアジアの最大の現状打破勢力であることを考えれば、われわれとしても今後の事態の展開には大いに注目せざるを得ないところである。

最後に、国際紛争の平和的手段による解決と国際法の原則による解決という国連憲章第一條にもかかわらず、そしてまた今回のような性格の紛争こそ国連がその解決ないしは問題の凍結に力を尽くすべきであるにもかかわらず、今回、国連はきわめて無力であつた。無力であつたというよりは、南ベトナムが要請した安保理開催要求に対して安保理事国は等しく困惑を示し、「これは中国の国内問題である」(黄華・中国国連代表)という中国の主張の前に沈黙してしまつた。この種の領土紛争は当事国間の解決にまかせるといふ国連の通例からすれば、このような選



西沙群島での戦闘で捕虜とな
り、1月31日釈放されて
中国側から香港側へ入る南ベトナム兵士 PANA

択もあり得ようが、にもかかわらず、結局は力行使する大國が小國を制圧してしまつたという印象を残してしまつたことは否めない。このことは、国連の存立意義に照らしてみても、やはり問題を含むのではなからうか。

(東大助教・国際関係論)